

經濟產業省

20160325資第12号

平成28年3月28日

〔改正 20190621資第32号〕  
〔改正 20201222資第10号〕

## 電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号。以下「改正法」という。）附則の規定に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の審査基準及び同法第12条第1項の処分の基準は、次のとおりとする。

### 第1 審査基準

- (1) 改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第1条の規定による改正前の電気事業法（以下「特定旧法」という。）第7条第3項の規定による指定期間の延長

特定旧法第7条第3項の規定による指定期間の延長に係る審査基準については、例えば、次のような正当な理由がある場合とする。

- ① 天災その他不測の事故により特定小売供給を開始できない場合
- ② 特定需要が当初の見込みから大きく落ち込み、特定小売供給開始予定時点で実際に特定小売供給がなされると供給過剰に陥ることが明らかである場合等、当初予想されなかった景気変動、補償問題等の社会的経済的事情により特定小売供給を開始できない場合

- (2) 特定旧法第10条第1項の規定による特定小売供給の譲渡し及び譲受けの認可

特定旧法第10条第1項の規定による特定小売供給の譲渡し及び譲受けの認可に係る審査基準については、譲受者について、改正法附則第17条第1項の規定による指定旧供給区域の変更の許可に係る審査基準を準用するものとする。

- (3) 特定旧法第10条第2項の規定による法人の合併及び分割の認可

特定旧法第10条第2項の規定による法人の合併及び分割の認可に係る審査基準については、合併後及び分割後の法人について、改正法附則第17条第1項の規定による指定旧供給区域の変更の許可に係る審査基準を準用するものとする。

- (4) 特定旧法第14条第1項の規定による特定小売供給の休廃止の許可

特定旧法第14条第1項の規定による特定小売供給の休廃止の許可については、同条第3項に許可の基準が規定されており、更に具体的な審査基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

- (5) 特定旧法第14条第2項の規定による法人の解散決議等の認可

特定旧法第14条第2項の規定による法人の解散決議等の認可については、同条第3項に認可の基準が規定されており、更に具体的な審査基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

(6) 特定旧法第21条第1項ただし書の規定による特定小売供給約款以外の供給条件の認可

特定旧法第21条第1項ただし書の規定による特定小売供給約款以外の供給条件の認可に係る審査基準については、同項に認可の基準が定められているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

- ① 天災地変等による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時的に料金を割り引く等の措置を行う必要が生じた場合
- ② 少数の需要等特殊な需要であることから、多くの需要家と一律の取引を行うことを前提としてあらかじめ約款という形式で定めることが困難又は無意味な場合
- ③ 予測し難い急激かつ大幅な経済変化に伴う原価の変動により、みなし小売電気事業者に大幅な差益の発生が見込まれる場合において、応急的かつ暫定的に料金の引下げを行う場合（燃料費調整制度によって調整される程度の原価の変動による料金の変更を行う場合を除く。）

(7) 特定旧法第36条第2項の規定による渇水準備引当金取崩しの特例許可

特定旧法第36条第2項の規定による渇水準備引当金取崩しの特例許可に係る審査基準については、事故等により予測されない損失が発生し、他に補てんする財源がない場合とする。

(8) 改正法附則第17条第1項の規定による指定旧供給区域の変更の許可

改正法附則第17条第1項の規定による指定旧供給区域の変更の許可に係る審査基準については、同条第2項に許可の基準が定められているところであり、より具体的には、次のような場合とする。

- ① 特定小売供給の開始が、その指定旧供給区域における特定需要に応じて行われるものである場合[第1号要件]
- ② 特定小売供給を健全な状態において長期的に継続できるだけの運転資金等の調達方法、有利子負債の返済計画の確実性、自己資本の健全性、経営の堅実性等の財政面の確実性がある場合（現に資金等を所有していないものの、特定小売供給を遂行するに至るまでに確保し得る確実性を有している場合を含む。）[第2号要件]
- ③ 需要想定、供給能力の確保の見込み等から見て、特定小売供給の計画が確実な資料によるものである場合[第3号要件]
- ④ 供給能力が、その指定旧供給区域の特定需要に対し不足しない場合[第4号要件]

(9) 改正法附則第17条第5項の規定による指定期間の延長

改正法附則第17条第5項の規定による指定期間の延長に係る審査基準については、特定旧法第7条第3項の規定による指定期間の延長に係る審査基準を準用するものとする。

(10) 改正法附則第18条第1項の規定による特定小売供給約款の認可及び変更の認可

改正法附則第18条第1項の規定による特定小売供給約款の認可及び変更の認可に係る審査基準については、同条第2項に認可の基準が定められているところであり、より具体的には、「みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領」(別添1)のとおりとする。

(11) 改正法附則第19条の規定による旧認可供給条件の承認

改正法附則第19条の規定による旧認可供給条件の承認に係る審査基準については、特定旧法第21条第1項ただし書の規定による特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたとみなすべき場合とし、より具体的には、改正法第1条の規定による改正前の電気事業法(以下「旧電気事業法」という。)第21条第1項ただし書に規定する供給約款以外の供給条件として認可を受けた場合とする。

(12) 改正法附則第23条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第1条による改正前の電気事業法(以下「特別旧法」という。)第7条第3項の規定による指定期間の延長

特別旧法第7条第3項の規定による指定期間の延長に係る審査基準については、特定旧法第7条第3項の規定による指定期間の延長に係る審査基準を準用するものとする。

(13) 特別旧法第10条第1項の規定による特別小売供給の譲渡し及び譲受けの認可

特別旧法第10条第1項の規定による特別小売供給の譲渡し及び譲受けの認可に係る審査基準については、譲受者について、改正法附則第24条第2項の規定による旧供給地点の減少の許可に係る審査基準を準用するものとする。

(14) 特別旧法第10条第2項の規定による法人の合併及び分割の認可

特別旧法第10条第2項の規定による法人の合併及び分割の認可に係る審査基準については、合併後及び分割後の法人について、改正法附則第24条第2項の規定による旧供給地点の減少の許可に係る審査基準を準用するものとする。

(15) 特別旧法第14条第1項の規定による特別小売供給の休廃止の許可

特別旧法第14条第1項の規定による特別小売供給の休廃止の許可については、同条第3項に許可の基準が規定されており、更に具体的な審査の基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

(16) 特別旧法第14条第2項の規定による法人の解散決議の認可

特別旧法第14条第2項の規定による法人の解散決議の認可については、同条第3項に認可の基準が規定されており、更に具体的な審査の基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

(17) 改正法附則第24条第2項の規定による旧供給地点の減少の許可

改正法附則第24条第2項の規定による旧供給地点の減少の許可に係る審査基準については、同条第3項に許可の基準が定められているところであり、より具体的には次のような場合とする。

- ①特別小売供給の開始が、その旧供給地点における需要に応じて行われるものである場合[第1号要件]
- ②特別小売供給を健全な状態において長期的に継続できるだけの運転資金等の調達方法、有利子負債の返済計画の確実性、自己資本の健全性、経営の堅実性等の財政面の確実性がある場合（現に資金等を所有していないものの、特別小売供給を遂行するに至るまでに確保し得る確実性を有している場合を含む。）[第2号要件]
- ③需要想定、供給能力の確保の見込み等から見て、特別小売供給の計画が確実な資料によるものである場合[第3号要件]
- ④供給能力が、その旧供給地点の需要に対し不足しない場合[第4号要件]

## 第2 処分の基準

(1) 特定旧法第15条第1項の規定による小売電気事業の登録の取消し

特定旧法第15条第1項の規定による小売電気事業の登録の取消しについては、同項に取消しの基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(2) 特定旧法第15条第2項の規定による小売電気事業の登録の取消し

特定旧法第15条第2項の規定による小売電気事業の登録の取消しについては、同項に取消しの基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(3) 特定旧法第16条第1項の規定による指定旧供給区域の増加の許可の取消し

特定旧法第16条第1項の規定による指定旧供給区域の増加の許可の取消しについては、同項に取消しの基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(4) 特定旧法第16条第3項の規定によるみなし小売電気事業者の指定旧供給区域の減少

特定旧法第16条第3項の規定によるみなし小売電気事業者の指定旧供給区域の減少については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(5) 特定旧法第19条第5項の規定によるみなし小売電気事業者の特定小売供給約款の変更命令

特定旧法第19条第5項の規定によるみなし小売電気事業者の特定小売供給約款の変更命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

- ① 特定小売供給約款において定められている料金率や計算式をもって、使用量等に応じた料金が計算可能でない場合 [第1号要件]
- ② 特定小売供給約款が、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成28年経済産業省令第23号。以下「算定規則」という。）に基づいて定められていることを前提とした上で、正当な理由に基づいて区別を行う場合を除き、すべての需要家に対して公平でない場合。特に、同令に基づき非特定需要及び特定需要ごとに整理された原価等を基とした契約種別ごとの料金率の設定が公平でない場合。 [第3号要件]

(6) 特定旧法第19条第10項の規定によるみなし小売電気事業者の特定小売供給約款の変更命令

特定旧法第19条第10項の規定によるみなし小売電気事業者の特定小売供給約款の変更命令については、同条第9項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

- ① 料金の変更の内容として、特定旧法第19条第6項に規定する他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する目的以外の目的による変更が含まれている場合 [第1号要件]
- ② 特定小売供給約款において定められている料金率や計算式をもって、使用量等に応じた料金が計算可能でない場合 [第2号要件]
- ③ 特定小売供給約款が、算定規則に基づいて定められていることを前提とした上で、正当な理由に基づいて区別を行う場合を除き、全ての需要家に対して公平でない場合。特に、同令に基づき非特定需要及び特定需要ごとに整理された原価等を基とした契約種別ごとの料金率の設定が公平でない場合。 [第4号要件]

(7) 特定旧法第23条第1項の規定による特定小売供給約款等の変更の認可の申請命令

特定旧法第23条第1項の規定による特定小売供給約款等の変更の認可の申請命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、改正法附則第18条第1項の認可を受け、又は特定旧法第19条第4項若しくは第7項の規定により届け出られた特定小売供給約款が、認可を受け、又は届け出られた当時は合理的なものであったとしても、例えば物価の大幅な変動や需要構成の著しい変化があるなど「社会的経済的事情の変動」により「著しく不

適当となり、公共の利益の増進に支障がある」と認められる場合とする。

なお、その判断に当たっては、次の情報を勘案することとする。

- ① みなし小売電気事業者が、特定旧法第19条第4項の規定による届出に当たって、例えば、その経営判断において、料金の引下げとともに内部留保の積増し等財務体質の強化を行うこととした場合において、その内部留保等に関して当該みなし小売電気事業者が経営効率化計画等において行う自主的説明及びみなし小売電気事業者と需要家との間に紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程において得られた情報
- ② みなし小売電気事業者部門別収支計算規則（平成28年経済産業省令第45号。以下「部門別収支計算規則」という。）に基づく部門別収支計算の結果を踏まえた料金設定の妥当性についてのみなし小売電気事業者の説明及びみなし小売電気事業者と需要家との間に紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程で得られた情報
- ③ 改正法附則第18条第1項の認可を受け、又は特定旧法第19条第4項若しくは第7項の規定により届け出られた特定小売供給約款における料金について、例えば、経済産業大臣による定期的な評価において値上げ認可申請の必要があると評価した場合であって、みなし小売電気事業者が変更の認可申請の準備に着手しない場合にあつては、当該定期的な評価の結果及びその過程で得られた情報
- ④ 改正法附則第18条第1項の認可を受け、又は特定旧法第19条第4項若しくは第7項の規定により届け出られた特定小売供給約款における料金について、当該特定小売供給約款の実施日の属する年度の4月1日から起算して当該料金（算定規則第22条、第23条、第37条若しくは第38条の規定により同令第22条第1項各号に掲げる変動額、同令第23条第1項に規定する変動額、同令第37条第1項各号に掲げる変動額若しくは同令第38条第1項に規定する変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第18条第1項の変更の認可を受け、若しくは特定旧法第19条第4項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た場合又は同令第40条若しくは第42条の規定により同令第40条第1項各号に掲げる変動額若しくは同令第42条第1項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、特定旧法第19条第4項若しくは第7項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た場合にあつては、変更後の特定小売供給約款の認可を受け、又はこれを届け出る前に定めていた特定小売供給約款で設定した料金とし、算定規則附則第2項の規定による廃止前の一般電気事業供給約款料金算定規則（平成11年通商産業省令第105号。以下「旧算定規則」という。）第19条の2若しくは第19条の22の規定により同令第19条の2第1項各号に掲げる変動額若しくは同令第19条の22第1項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧電気事業法第19条第1項の変更の認可を受けた場合又は同令第20条の2若しくは第20条の4の規定により同令第20条の2第1項各号に掲げる変動額若しくは同令第20条の4第1項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧電気事業法第19条第4項若しくは第7項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た

場合にあつては、変更後の特定小売供給約款の認可を受け、又はこれを届け出る前に定めていた特定小売供給約款で設定した料金とする。)を算定した際に定められた原価算定期間に相当する年数が経過した後に経済産業大臣が毎年度行う定期的な評価において、みなし小売電気事業者の財務の状況が次のいずれかに該当すると認められることにより値下げ認可申請の必要があると評価した場合であつて、当該みなし小売電気事業者が当該認可申請の準備に着手しない場合にあつては、当該定期的な評価の結果及びその過程で得られた情報。ただし、当該認可申請の要否を評価するに当たっては、部門別収支計算規則に基づいて整理された特定需要・一般需要外部部門の災害その他特別の事情による純損失の有無を考慮するものとする。

イ 部門別収支計算規則に基づいて整理された特定需要部門の電気事業収益から電気事業費用を減じて得た額の当該電気事業収益に対する割合(以下「電気事業利益率」という。)及び部門別収支計算規則附則第2条の規定による廃止前の一般電気事業部門別収支計算規則(平成18年経済産業省令第3号。以下「旧部門別収支計算規則」という。)に基づいて整理された一般需要部門の電気事業利益率の直近3年度間の平均値(改正法附則第18条第1項の変更の認可又は旧電気事業法第19条第1項の変更の認可を受けたみなし小売電気事業者(算定規則第22条、第23条、第37条又は第38条の規定により同令第22条第1項各号に掲げる変動額、同令第23条第1項に規定する変動額、同令第37条第1項各号に掲げる変動額又は同令第38条第1項に規定する変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第18条第1項の変更の認可を受け、又は特定旧法第19条第4項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出たみなし小売電気事業者及び旧算定規則第19条の2又は第19条の22の規定により同令第19条の2第1項各号に掲げる変動額又は同令第19条の22第1項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧電気事業法第19条第1項の変更の認可を受けたみなし小売電気事業者を除く。)及び特定旧法第19条第4項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出たみなし小売電気事業者(算定規則第40条又は第42条の規定により同令第40条第1項各号に掲げる変動額又は同令第42条第1項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、特定旧法第19条第4項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出たみなし小売電気事業者及び旧算定規則第20条の2又は第20条の4の規定により同令第20条の2第1項各号に掲げる変動額又は同令第20条の4第1項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧電気事業法第19条第4項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出たみなし小売電気事業者を除く。)であつて、変更後の特定小売供給約款の実施日が直近2年度間に属するみなし小売電気事業者にあつては、直近年度の電気事業利益率又は直近2年度間の電気事業利益率の平均値。以下ロにおいて同じ。)が全てのみなし小売電気事業者の直近10年度間の部門別収支計算規則に基づいて整理された特定需要部門の電気事業利益率及び旧部門別収支計算規則に基づいて整理された一般需要部門の電気事業利益率の平均値を上回っており、かつ、部門別収支計算規則に基づいて整理された特定需要部門の超過利潤



(特定需要部門の税引前当期純利益又は純損失に支払利息及び超過契約額(委任又は請負の契約に係る手続について正当な理由なく透明性又は公平性が確保されていない場合であって、当該契約について合理的な金額を超えて支出した場合におけるその超えた部分の額をいう。以下同じ。)を加え、法人税等、財務収益(預金利息を除く。)及び事業報酬額を減じて得た額をいう。)及び旧部門別収支計算規則に基づいて整理された一般需要部門の超過利潤(一般需要部門の税引前当期純利益又は純損失に支払利息及び超過契約額を加え、法人税等、財務収益(預金利息を除く。)及び事業報酬額を減じて得た額をいう。)の累積額が事業報酬額(算定規則第4条第2項第1号若しくは同条第3項第1号に掲げる額又は旧算定規則第4条第2項の規定により算出された額をいう。)のうち特定需要に係る額を超過していること。なお、旧部門別収支計算規則に基づいて整理された一般需要部門の超過利潤の累積額については、改正法の施行の際現に旧電気事業法第19条第12項の規定により届出がされている選択約款で設定された料金その他の供給条件に係る超過利潤の累積額を除くものとする。

ロ 部門別収支計算規則に基づいて整理された特定需要部門の電気事業利益率及び旧部門別収支計算規則に基づいて整理された一般需要部門の電気事業利益率の直近3年度間の平均値が全てのみなし小売電気事業者の部門別収支計算規則に基づいて整理された特定需要部門の電気事業利益率及び旧部門別収支計算規則に基づいて整理された一般需要部門の電気事業利益率の直近10年度間の平均値を上回っており、かつ、部門別収支計算規則に基づいて整理された一般需要部門の電気事業収益から電気事業費用を減じて得た額又は旧部門別収支計算規則に基づいて整理された特定規模需要部門の電気事業収益から電気事業費用を減じて得た額が直近2年度間連続して零未満であること。

(8) 特別旧法第15条第1項の規定による小売供給の登録の取消し

特別旧法第15条第1項の規定による小売供給の登録の取消しについては、同項に取消しの基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(9) 特別旧法第15条第2項の規定による小売供給の登録の取消し

特別旧法第15条第2項の規定による小売供給の登録の取消しについては、同項に取消しの基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(10) 特別旧法第16条第1項の規定による旧供給地点の増加の許可の取消し

特別旧法第16条第1項の規定による旧供給地点の増加の許可の取消しについては、同項に取消しの基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(11) 特別旧法第16条第2項の規定によるみなし登録特定送配電事業者の旧供給地点の減少

特別旧法第16条第2項の規定によるみなし登録特定送配電事業者の旧供給地点の減少については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(12) 特別旧法第16条第4項の規定によるみなし登録特定送配電事業者の旧供給地点の減少

特別旧法第16条第4項の規定によるみなし登録特定送配電事業者の旧供給地点の減少については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(13) 改正法附則第16条第1項の規定による指定旧供給区域の指定

改正法附則第16条第1項の規定による指定旧供給区域の指定については、同項に処分の基準が規定されているところであり、より具体的には「電気事業法等の一部を改正する法律附則第16条第1項の経済産業大臣の指定に係る処分基準等」(別添2)のとおりとする。また、改正法附則第16条第6項の規定により、同条第1項並びに改正法附則第25条の5及び第25条の10第4項の規定の例による指定旧供給区域の指定については上記の処分基準を準用する。

(14) 改正法附則第24条第7項の規定によるみなし登録特定送配電事業者の旧供給地点の軽微な減少の届出の変更又は中止命令

改正法附則第24条第7項の規定によるみなし登録特定送配電事業者の旧供給地点の軽微な減少の届出の変更又は中止命令については、同項に命令の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(15) 改正法附則第25条第2項の規定によるみなし登録特定送配電事業者の供給条件の変更命令

改正法附則第25条第2項の規定によるみなし登録特定送配電事業者の供給条件の変更命令については、同項に命令の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

### 第3 その他

(1) 改正法附則第16条第2項の指定旧供給区域の指定の解除

改正法附則第16条第2項の規定による指定旧供給区域の指定の解除については、同項に処分の基準が規定されているところであり、より具体的には「電気事業法等の一部を改正する法律附則第16条第1項の経済産業大臣の指定に係る処分基準等」(別添2)のとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、改正法の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

（電気事業法等の一部を改正する法律附則第9条第1項の規定による託送供給等約款の認可に係る審査基準の廃止）

2 電気事業法等の一部を改正する法律附則第9条第1項の規定による託送供給等約款の認可に係る審査基準（20150727資第23号）は、廃止する。

附 則（20190621資第32号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2（13）の規定は、令和元年6月26日に施行する。